

## 病院の概要

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

名称	南 浜 病 院													
所在地	〒950-3102 新潟市北区島見町4540番地													
TEL・FAX・URL	TEL 025-255-2121 FAX 025-255-3532 URL k-seikai.jp													
開設者	医療法人恵生会 理事長 澁谷 雅子													
管理者	金子 尚史													
病院の種類	精神科病院													
許可病数	275床(精神病棟 215床 精神科救急急性期医療病棟 60床)													
診療科目	精神科													
外来診療時間	9:00～17:00 (月～金) *外来担当医により曜日や時間が異なります。													
外来休診日	土・日・祝日・年末年始													
看護体系	精神病棟 15:1 精神科救急急性期医療病棟 10:1 1日に61人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。													
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">病棟 時間帯</th> <th style="width: 35%;">精神病棟</th> <th style="width: 50%;">精神科救急急性期医療病棟</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2・3・4・5階病棟</td> <td style="text-align: center;">南病棟</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8:50～17:00</td> <td style="text-align: center;">9人以下</td> <td style="text-align: center;">6人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16:50～1:00</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">20人以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">15人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0:50～9:00</td> </tr> </tbody> </table>			病棟 時間帯	精神病棟	精神科救急急性期医療病棟	2・3・4・5階病棟	南病棟	8:50～17:00	9人以下	6人以下	16:50～1:00	20人以下	15人以下
病棟 時間帯	精神病棟	精神科救急急性期医療病棟												
	2・3・4・5階病棟	南病棟												
8:50～17:00	9人以下	6人以下												
16:50～1:00	20人以下	15人以下												
0:50～9:00														
病院指定及び認定	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> 保険医療機関指定</div> <div style="width: 45%;"> 労災保険指定医療機関</div> <div style="width: 45%;"> 生活保護法指定医療機関</div> <div style="width: 45%;"> 自立支援医療(精神通院)指定医療機関</div> <div style="width: 45%;"> 精神科救急医療施設指定病院</div> <div style="width: 45%;"> 医療観察法指定通院医療機関</div> <div style="width: 45%;"> 措置入院患者指定病院</div> <div style="width: 45%;"> 応急入院指定病院</div> <div style="width: 45%;"> 常時対応型施設の指定</div> </div>													
届出施設基準	<p style="text-align: center;">[基] 基本診療料等に係る届出・[特] 特掲診療料等に係る届出</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                 [基] 精神科病棟入院基本料15対1                  [基] 精神科救急急性期医療入院料                  [基] 精神科急性期医師配置加算1                  [基] 看護配置加算                  [基] 看護補助加算2                  [基] 療養環境加算                  [基] データ提出加算1のイ                  [基] 精神科身体合併症管理加算                  [基] 精神科慢性身体合併症管理加算                  [基] 診療録管理体制加算2                  [基] 感染対策向上加算3                  [基] 精神科入院支援加算                  [基] 口腔管理連携加算             </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                 [基] 電子的診療情報連携体制整備加算1【入院】                  [基] 電子的診療情報連携体制整備加算3【外来】                  [特] 精神科作業療法                  [特] 医療保護入院等診療料                  [特] 薬剤管理指導料                  [特] 精神科在宅患者支援管理料1-ロ・3                  [特] CT撮影                  [特] 抗精神病特定薬剤治療指導管理料                  [特] こころの連携指導料2                  [特] 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)                  [特] 入院ベースアップ評価料                  [特] 心理支援加算             </td> </tr> </table>			[基] 精神科病棟入院基本料15対1 [基] 精神科救急急性期医療入院料 [基] 精神科急性期医師配置加算1 [基] 看護配置加算 [基] 看護補助加算2 [基] 療養環境加算 [基] データ提出加算1のイ [基] 精神科身体合併症管理加算 [基] 精神科慢性身体合併症管理加算 [基] 診療録管理体制加算2 [基] 感染対策向上加算3 [基] 精神科入院支援加算 [基] 口腔管理連携加算	[基] 電子的診療情報連携体制整備加算1【入院】 [基] 電子的診療情報連携体制整備加算3【外来】 [特] 精神科作業療法 [特] 医療保護入院等診療料 [特] 薬剤管理指導料 [特] 精神科在宅患者支援管理料1-ロ・3 [特] CT撮影 [特] 抗精神病特定薬剤治療指導管理料 [特] こころの連携指導料2 [特] 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) [特] 入院ベースアップ評価料 [特] 心理支援加算									
[基] 精神科病棟入院基本料15対1 [基] 精神科救急急性期医療入院料 [基] 精神科急性期医師配置加算1 [基] 看護配置加算 [基] 看護補助加算2 [基] 療養環境加算 [基] データ提出加算1のイ [基] 精神科身体合併症管理加算 [基] 精神科慢性身体合併症管理加算 [基] 診療録管理体制加算2 [基] 感染対策向上加算3 [基] 精神科入院支援加算 [基] 口腔管理連携加算	[基] 電子的診療情報連携体制整備加算1【入院】 [基] 電子的診療情報連携体制整備加算3【外来】 [特] 精神科作業療法 [特] 医療保護入院等診療料 [特] 薬剤管理指導料 [特] 精神科在宅患者支援管理料1-ロ・3 [特] CT撮影 [特] 抗精神病特定薬剤治療指導管理料 [特] こころの連携指導料2 [特] 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) [特] 入院ベースアップ評価料 [特] 心理支援加算													

○当院では歯科医療機関と連携体制を構築しており、入院中は必要に応じて歯科受診が行われます。

歯科医療機関名：歯科・訪問やまもと歯科

〒950-0942 新潟市中央区小張木 2-16-41 電話 025-369-4299

○当院では[基]入院時食事療養費（Ⅰ）に係る届出を行っており、管理栄養士が管理した食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

○当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬について、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

○当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称などが記載されます。その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

○当院では、医療DXを通じて質の高い医療を提供するため、以下の体制を整備しています。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認で取得した診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）を、診療に活用できる体制を整えています。
- ・電子処方箋の発行体制を整備しています。





## 入院費用について

### 保険別一覧

各種保険	自己負担割合（入院）	食事療養費
社会保険	3割	1食につき550円 （非課税世帯の方は別途）
国民健康保険	3割	
後期高齢者	1割～3割	
高齢者受給証		

### 70歳未満の方・高額療養費制度（※1）における自己負担限度額

適用区分	1ヶ月あたりの自己負担限度額
ア. 所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数回該当 140,100円)
イ. 所得600万円～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (多数回該当 93,000円)
ウ. 所得210万円～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回該当 44,400円)
エ. 所得210万円以下	57,600円 (多数回該当 44,400円)
オ. 住民税非課税	35,400円 (多数回該当 24,600円)

※1 高額療養費制度とは、長期の入院や治療における医療費の負担を軽減する制度で、1ヶ月の自己負担額が一定の金額を超えた場合その超過分が高額療養費として給付されます。現在は、認定されるとあらかじめ自己負担限度額をお支払いいただくようになっています。限度額適用認定は保険者に申請の上、限度額認定証を窓口へ提示いただきます。多数回該当とは、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当する場合のことを言います。

### 食事療養費負担

一般世帯		550円 (1食)
住民税非課税世帯	入院90日まで	270円 (1食)
	入院91日から	220円 (1食)
住民税非課税世帯	70歳以上低所得 I	130円 (1食)

### 保険外料金

項目		料金(税込)
差額室料		
1	特別室	413
		109・214(南病棟)
2	個室	414・415
		218・219・222・324・325・326・327・409・514・515
3	2人部屋	220・221・309・312・314・315・401・509
日常生活上のサービスに係る費用		
4	外来おむつセット	330円 (1セット)
5	デザート提供	200円 (1回/日)
6	入院時セット (スリッパ・歯ブラシ・シャンプー・ボディソープ・ハンドタオル・ティッシュBOX)	2,500円 (1セット)
7	テレビ利用料	100円 (1日)
8	現金管理料	165円 (1日)
文書発行に係る費用		
9	文書種別により	220～7,700円 (1通)

○保険外料金について、患者（家族）さまの自由な選択と同意に基づき、その使用量、利用回数等に  
応じた費用をご負担いただいております。

※1・2・3について、病状等により医師が指示した場合はご負担いたしません。

問い合わせ 医事課窓口

令和8年6月1日



## 個人情報保護について

当法人では、利用者様に安心して医療を受けていただくために、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省のガイドラインに基づき、患者様の個人情報の適切な管理・保護に努めております。

### 個人情報の定義

個人情報とは、氏名・生年月日などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。

### 個人情報の利用目的について

#### (1) 医療提供

- ・当法人での医療サービスの提供
- ・他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・診療のため、外部の医師等の意見を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ご家族等への病状説明
- ・その他、医療提供に関する利用

#### (2) 診療費請求のための事務

- ・当法人での医療・公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者への照会
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、医療および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

#### (3) 当法人の管理運営業務

- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・医療サービスの向上
- ・入退院等の病棟管理
- ・その他、当法人の管理運営業務に関する利用

#### (4) 未収医療費等の回収業務の委託

#### (5) 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届出等

#### (6) 医療や業務の維持・改善のための基礎資料

#### (7) 防犯及び安全管理

#### (8) 当法人内において行われる医療実習への協力

#### (9) 医療の質の向上を目的とした院内外症例研究

#### (10) 外部監査機関への情報提供

※症例や事例の学会、学会誌等での報告にあたっては、個人が特定されないよう匿名化を行います。匿名化が困難な場合は、事前にご本人の同意をいただきます。

### 個人情報の訂正・利用停止等について

#### ■ 利用目的に関する同意について

上記の利用目的についてご同意いただけない場合は、お申し出ください。  
お申し出がない場合は、ご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。  
なお、ご希望はいつでも変更することが可能です。

#### ■ 個人情報の訂正・利用停止

当法人が保有する個人情報（診療録等）に誤りがある場合は、訂正または利用停止を求めることができます。

#### ■ お問い合わせ窓口

個人情報に関するご質問・ご相談・苦情等は、医事課相談窓口までお申し出ください。

医療法人 恵生会 理事長

# 院内感染防止対策に関する取り組み事項

患者さんやご家族、当院で働く職員を含め、病院を訪れるすべての人々を感染から守るため、当院では以下の取り組みを行っています。

## 組織

医療関連感染防止のため「院内感染防止対策委員会」を設置しています。また、感染防止に係る日常業務を行うため、感染制御の専門知識と経験を持つ、医師、看護師、薬剤師等からなる感染制御チーム(ICT:インフェクション・コントロール・チーム)を設置しています。

## 院内感染対策に係る基本的な考え

医療関連感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療の安全対策上および患者サービスの質を保つ上で、重要なものと考えています。院内感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症が発生した場合は迅速、かつ適切な対応を行うため、院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療を提供できるように取り組みます。

## 院内感染対策に係る業務内容

院内感染予防のため、マニュアルの作成・改定と浸透、月1回の会議、週1回のICTラウンドを行い感染対策実施の評価を行っています。また、院内感染予防に係る研修を年2回以上行い、職員の知識習得と技術向上を図っています。

## 他の医療機関等との連携体制

地域の医療機関等と連携し、定期的開催されるカンファレンスに参加し、感染症患者の発生状況、院内感染対策の実施状況、院内感染の発生率に関するサーベイランス等の情報を収集・共有・意見交換・相互評価を行い、最新の知見を共有しています。院内感染アウトブレイクが発生した、または疑われる場合は、地域連携医療機関の専門家チームに支援を依頼し、早期の介入、拡大防止に努めます。

## 抗菌薬の適正使用に関する取り組み

抗菌薬が必要な病態かどうかを見極め、必要であれば最大限の治療効果を引き出すように使用するとともに、患者さまに害を与えず、耐性菌を増やさない適正使用を目指します。状況に応じて、地域の連携医療機関から助言を受けています。